

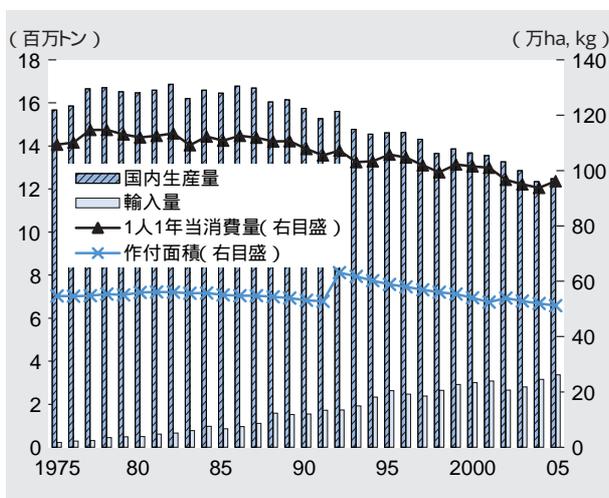
野菜を巡る最近の情勢

1 生産・消費減少のなかでの輸入増

野菜の生産量は減少傾向が続き、2005年では1,248万トン(82年の74%)となった。これは、1人1年当たりの消費量の減少(89年の110.6kgが05年に96.2kg)による需要減と、野菜輸入増、生産者の高齢化による規模縮小等が複合的に生じた結果となっている。

1人1年当たりの消費量の減少は、食の簡便化志向のなかでの若年層を中心とした野菜離れが主因となっている。

第1図 野菜の作付面積・生産量・輸入量・消費量の推移



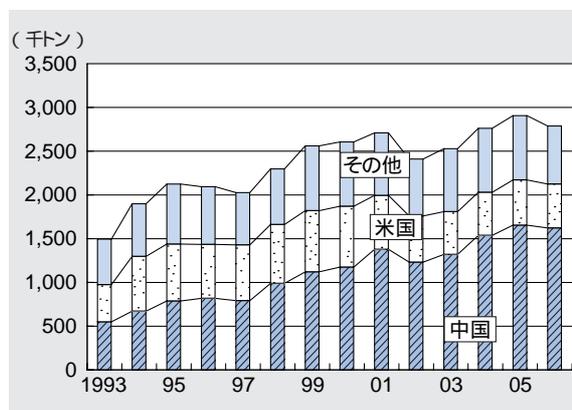
資料 農林水産省「食料需給表」『野菜生産出荷統計』から作成

野菜の輸入量は85年頃から徐々に増加しており、野菜の自給率は78.8%(05年、89年には91.4%)と傾向的に低下してきた。また、野菜の作付面積も減少傾向が続いており、05年には51.2万ha(92年の81%)となった(第1図)。

野菜輸入量を形態別にみると、生鮮野菜が最も多く(06年で95.6万トン、構成比34.3%)、次いで冷凍野菜(同85.7万トン、30.8%)、その

他調製野菜(同48.3万トン、17.6%)と続く。輸入相手先国別にみると、中国が圧倒的に多く(同162.2万トン、58.2%)、次いで米国(同50.2万トン、18.0%)とこの2ヶ国で8割弱を占めるが、長期的には中国の増加が著しく米国は徐々に減少している(第2図)。

第2図 輸入先国別野菜輸入量の推移



資料 農畜産業振興機構(2006)『2005年野菜輸入の動向』、ホームページから作成

なお、06年の野菜輸入量は生鮮野菜を中心に減少して05年比96%(生鮮野菜は86%)の水準となったが、その主因は生鮮野菜で主力の玉葱が、中国、米国、ニュージーランドで不作となったこと等によるもので、必ずしもポジティブリスト制の導入(残留農薬等の規制強化)によるものとはなっていない(財務省「貿易統計」、農畜産業振興機構『野菜情報』ほか)。

2 低下から持直し傾向の価格

国内産野菜の価格は、豊凶変動のなかで長期的にみると低下傾向にあるものの近年持直しつつあり、95年を100とする指数でみると06年には96.8と、10年間で3.2%の低下に留まっている(農林水産省「農林水産業生産指数」

ほか)。

3 稲作と異なる生産構造

野菜作農業の担い手構造は、総産出額に対する主業農家による産出額割合で見ると、稲作の37%と比し83%と高い(農林水産省試算)。

また、規模拡大は、露地・施設野菜とも漸進傾向で、露地野菜では作付面積2ha以上の農家数シェアは6%ながら、作付面積シェアは47%に達している(2005年、農林業センサス)。

野菜作における認定農業者数は33千(03年)、農業生産法人数は988(05年、各農林水産省資料)となっている。

4 変化する流通・需要とその対策

(1) 卸売市場経由率と系統取扱シェア

野菜の卸売市場経由率は、04年度には76.8%と国内流通の主流ながら、弱含み横ばいから低下に向かった(農林水産省)。

また、野菜の系統取扱シェア(農協段階)は、04年で53.2%と過半を占めているものの、緩やかな低下基調にある(全農『JAグループ経済事業基礎統計』)。

(2) 加工・業務用需要の動向

近年、野菜の需要先においても加工・業務(外食・中食事業者)用の割合が上昇しており、主要野菜(指定野菜14品目 - 馬鈴薯)では55%となっている(05年、農林水産政策研究所)。また、加工・業務用需要における輸入割合も上昇しており、05年で32%となった(同)。これは、国産野菜が「4定(定質、定時・定量、定価)」を始めとする加工・業務用ニーズにこたえていないことが主因となっている。

(3) 生産・流通コストの削減計画

加工・業務用需要者が輸入品を選好する理由の一つが価格差にあり、国産品シェア

拡大のためのコスト削減の目安は約1~3割程度となっている(農林水産省のヒアリング結果)。

農林水産省では、「食料供給コスト縮減アクションプラン(生産コストを含む、06年9月)」を策定し、10年度までの5年間で2割削減する取組みを推進している。露地野菜の生産コストでは、機械化一貫体系の導入、規格の簡素化等によるコスト低減が志向されている。

(4) 産地改革計画の取組み

01年度から農林水産省の主導により、主要産地で、低コスト化、契約取引の推進、高付加価値化、を目標に産地改革・強化の取組みがなされている。

(5) 需給・価格安定対策の見直し

02年の野菜生産出荷安定法改正で、野菜価格安定制度について「大規模生産者の直接加入制度」や「契約野菜安定供給制度」が創設され、05年度からはその運用改善(大規模生産者の規模要件緩和等)が行われた。また07年度からは、契約対象者に「外食事業者等への納入業者」を加える等の運用改善が行われ、需給調整対策では、これに参加していないと価格安定制度の補填率が10%劣後する等の見直しが行われた。さらに、担い手を中心とした産地への重点支援のため、産地を担い手(認定農業者・同準ずる者)の作付面積シェアの高さと過去3年の計画出荷実績に応じて3区分し、価格安定制度の補填率に差を設け(一律90%補填から基本70~90%へ)、07年度の秋冬物野菜から適用されることとなった。

なお、別途、過剰時の野菜の産地廃棄を軽減する有効利用が検討されている。

(主席研究員 藤野信之)